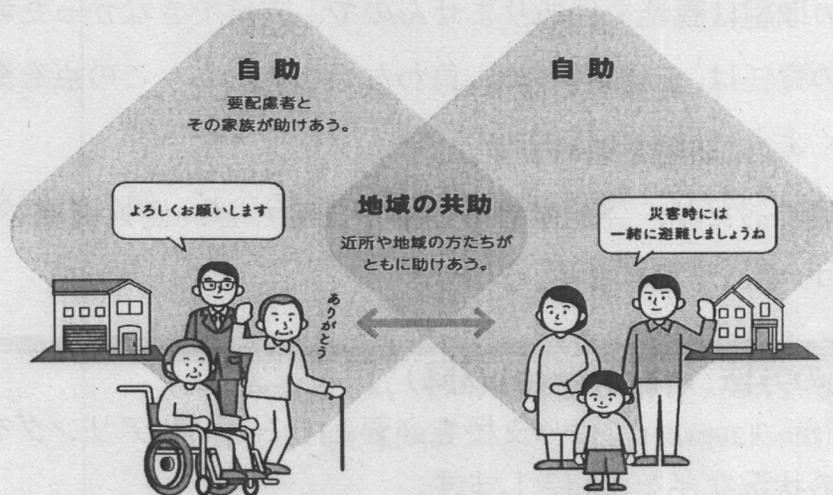


# 当町内会は、国・市の指針に基づき、 災害時の要配慮者避難支援\*に取り組んでいます。

※「要配慮者避難支援」とは？

災害発生時に、自分の力だけでは避難することが難しい高齢者や障がいのある方などの避難支援を地域ぐるみで行うことです。

## 災害時支えあいのかたち



## ○ 行政が何とかするから私たちがやる必要はないのでは？

災害が発生して一刻を争う時、人員的にも地理的にも、行政が直接対応できることには限界があります。身近な人だからこそできることがあります。

参考) 阪神・淡路大震災における救助の主体救出者数

(内閣府 平成 26 年度版防災白書より)



倒壊した家屋などに閉じ込められて  
自力で逃げられなかった方のうち  
ご家族やご近所さんに  
助けられた方がたくさんいます



## ○ なぜ、このような取組を行うの？

過去の災害から、行政の支援が間に合わないことが教訓としてわかっています。もしもの時、町内にお住まいの皆様が、1人でも多く深刻な被害を避けることができればとの願いから、この取組を可能な範囲で行います。

## ○ 災害時に他人を助ける余裕なんてあるの？

**災害時には、何よりご自身やご家族の命・安全が最優先です**

この取組は、まず、ご自身やご家族の安全を最優先とした上で行うものです。  
そのため、支援ができなくても構いません。

## ○ 命に関わることだから責任が重いのでは？

**避難支援の活動には義務や責任は生じません**

避難支援の取組は義務ではありませんので、支援できなかった場合や、支援を行った結果の責任は、支援者の誰も負わないものとし、この点を支援対象者にご理解いただくように取組を進めます。

(ただし、取組にあたり、要配慮者の住所や氏名など、個人情報を取り扱うため守秘義務は守っていただきます。)

### 【避難支援の方法（令和6年度以降）】

- ・当町内会（北野地区社会福祉協議会）では、支援を必要とする方にヒアリングをし、世帯の情報やお体の状況などをお聞きします。
- ・その後、近隣の方に協力依頼の手紙を入れます。  
手紙の内容としては、「御近所に、災害時の避難に際し支援を必要とする方が住んでいます」、「その方は歩行が不自由です。」、「災害が発生した時に、御自身に余裕があれば、その方の状況を確認したり、可能な範囲で避難を手伝っていただければ幸いです。」などです。
- ・支援を必要としている人が近くに住んでいることを、周りの人に知ってもらうことが、災害の被害を少しでも減らすことにつながっていくと考えております（個人情報を提供することについて、支援対象者の同意を得た上で協力依頼を行います）。
- ・協力依頼の手紙を受け取った方は、主旨を御理解いただき、可能な範囲で結構ですので、御協力をお願いいたします。

### 担当者

南北野町内会

担当：渡邊 連絡先：882-7414

北野地区社会福祉協議会

担当：河本 連絡先：885-0294

